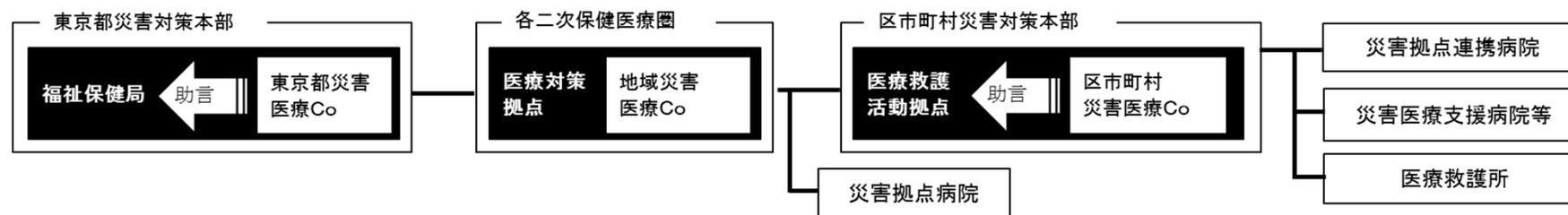


都の災害医療体制

【都の災害医療体制】

首都直下地震等が発生した場合、都が統括管理する被災地域は広範囲になることも想定されるため、より迅速かつ的確に区市町村を支援できるよう、二次保健医療圏を単位とした災害医療体制を整備



【災害医療コーディネーターの指定】

- ・医療救護に必要な情報を集約一元化して、迅速かつ的確に医療救護活動が行えるよう、東京都災害医療コーディネーター、及び東京都地域災害医療コーディネーターを指定
- ・各区市町村においても、災害医療コーディネーターの設置を推進

種別	役割
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対し医学的な助言を行う都が指定する医師（医師3名を指定）
地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師（島しょ保健医療圏を除き、正副各1名を指定）
区市町村災害医療コーディネーター	区市町村内の医療救護活動を統括・調整するため、区市町村に対して医学的助言を行う区市町村が指定する医師

【地域を単位とした医療救護活動の統括・調整】

- ・都は、各二次保健医療圏の医療救護活動を統括・調整するために医療対策拠点を設置
- ・区市町村は、各区市町村単位で医療救護活動を統括・調整するために医療救護活動拠点を設置

種別	役割
医療対策拠点	都が、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点
医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために設置する拠点

【医療機関の役割分担】

被災地の限られた医療資源を有効に活用し、傷病者に対して確実に医療を提供できるよう、全ての医療機関の役割を明確化

種別	役割
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び差異が拠点連携病院を除く全ての病院）
専門的医療を行う診療所	原則として、診療を継続する診療所 （救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所）
診療所・歯科診療所・薬局	区市町村地域防災計画に定める医療救護活動又は診療を継続する診療所等 （上記以外の診療所、歯科診療所及び薬局）

【医療救護所】

通常の医療体制では対応できない場合、区市町村は各地域防災計画等に基づいて医療救護所を設置

種別	役割
緊急医療救護所	区市町村が、災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所
避難所医療救護所	区市町村が、避難所に設置する医療救護所